

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年7月15日付第1269号

モスクワ

特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則  
の改正について

2022年4月15日付ユーラシア経済委員会理事会決定第77号「『2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号』の改正について」にしたがい、ロシア連邦政府は下記を**決定する**：

1. 2022年5月15日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 20、掲載番号3316）によって承認された、特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則に加えらる、ここに添付する変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則に  
加えられる

変更

1. 名称のあとに、以下を内容とする章名を追加する：

「I. 総則」。

2. 第1項を以下の文言に変更する：

「1. 本規則は以下を定める：

a) ロシアの車輪式輸送機器生産者に対する部品供給を暫定的に制限する制度が効力を有する期間中の、ロシア連邦領内で製造された特定の車輪式輸送機器に適用される義務的要求事項、これらの義務的要求事項の適用の手順、および2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号が承認した関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全性について」（以下、「技術規則」）の要求事項にもとづく車輪式輸送機器（シャーシ）の適合性評価の実施が不可能な場合における、当該の輸送機器の適合性評価の実施<sup>1</sup>の手順；

b) 流通に投入される輸送機器の、輸送機器に対して緊急救援隊出動要請システム（装置）の装備に関する要求事項を適用しない、適合性評価実施の特異事項。」。

3. 第2項において：

a) 第4段落を以下を内容とするテキストに差し替える：

「個別輸送機器」－車輪式輸送機器であって：

量産体制で製造され、流通に投入される前にその構造に個別的な形で変更が加えられた、またはアセンブリキットから量産でなく個々に製造された、または個別的な技術的創造の成果物である、または以前に国家防衛発注にもとづいて納入されたものの中から流通に投入されるもの；

緊急救援隊出動要請システム（装置）を装備していない、自然人によって個人的必要のためにロシア連邦領内に搬入されたもの；

緊急救援隊出動要請システム（装置）を装備していない、法人または個人事業主によってロシア連邦内に搬入されたもの；」；

b) 第12段落の「附属書1の一覧に示す技術要求事項<sup>2</sup>（以下、技術要求事項）に対する」という文言を「本規則にしたがった要求事項」という文言に差し替える。

<sup>1</sup> 訳注：斜体部分は、元の「規則」に準じて原文a号4行目の「также」と「таким」との間に「порядок проведения оценки соответствия」という文言が入るはず、と想定して追加した文言です。

<sup>2</sup> 訳注：元の和訳に即して斜体部分を補いました。

## 4. 第3項において：

## a) 第1段落の：

「輸送機器（シャーシ）」という文言の**前**に「ロシア連邦領内で製造された」という文言を追加する；

「技術要求事項」という文言の**前後**に「*附属書1の一覧に示す*」という文言と「（以下、技術要求事項）」という文言をそれぞれ追加する<sup>4</sup>；

## b) 第2段落を以下を内容とするテキストに差し替える：

「個別輸送機器は、個別輸送機器に対して課される以下の技術要求事項（以下、「個別輸送機器に対する技術要求事項」）に適合していることを条件として、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる：

本規則第2項第5段落に定められ、ロシア連邦領内で製造された個別輸送機器について一本規則第22項「c」号に示す要求事項。これへの適合は個別輸送機器の評価に関する判定書によって確認される；

本規則第2項第6段落に定める個別輸送機器について一本規則第24項に示す要求事項。これへの適合は輸送機器構造安全証明書によって確認される；

本規則第2項第7段落に定める個別輸送機器について一本規則第28項「c」号に示す要求事項。これへの適合は個別輸送機器の評価に関する判定書によって確認される。」。

## 5. 以下を内容とする第6項の1を追加する：

「6の1. 輸送機器（シャーシ）に対して技術要求事項を適用すること、および（または）個別輸送機器に対して個別輸送機器に対する技術要求事項を適用することが不可能な場合には、これらの輸送機器（シャーシ）および（または）個別輸送機器を流通に投入するために行う、これらの適合性評価の手順は、ロシア連邦産業商業省が、ロシア連邦内務省との合意にもとづいてこれを定める。」。

## 6. 第6項のあとに以下を内容とする章名を追加する：

「II. ロシア連邦領内で製造された特定の車輪式輸送機器に対して適用される義務的要求事項」。

## 7. 第7項において：

a) 「a」号の「*ジュネーブ市において締結された. . . 協定<sup>5</sup>*、および」という文言のあとに「（または）」という文言を追加する；

b) 「b」号の「規則にもとづいて発行された. . . *証明書および<sup>5</sup>*」という文言のあとに「（または）」という文言を追加する。

## 8. 第20項のあとに以下を内容とする章名を追加する：

「III. ロシア連邦領内で製造された個別輸送機器に対して適用される義務的要求事項」。

## 9. 第22項第「c」号を以下の文言に変更する：

「c) 技術規則附属書4の第1～4章、附属書5、附属書6（特殊輸送機器および専用輸送機器の場合）、附属書7の第4章に定める技術要求事項が履行されているか否かの検証を行う（遠隔連携手段を用いて構造の技術的鑑定を実施する方法による場合を含む）。量産体制で製造された輸送機器の構造に対して、

<sup>3</sup> 訳注：斜体部分、原文では「あと」ですが、和訳に即した訳にしました。

<sup>4</sup> 訳注：斜体部分、原文ではここで2つに分けた文言がまとめて「あとに」追加、という文になっていますが、和訳に即した訳にしました。

<sup>5</sup> 訳注：元訳の和訳に即して斜体部分を補いました。

内燃機関係とかかわりのない変更が個別的な形で加えられている場合、このような個別輸送機器については、技術規則附属書4の第4章の要求事項が履行されているか否かの検証は行わず、アンチロック・ブレーキシステムの有無に対する評価も行わない；

10. 第23項を失効したものと認める。

11. 以下を内容とする章を追加する：

「IV. ロシア連邦領内に搬入される、流通に投入される個別輸送機器の適合性評価実施の特異事項

24. 流通に投入される、本規則第2項第6段落に示す個別輸送機器の適合性評価は、技術規則にしたがい、技術規則附属書4第5章に定める要求事項が履行されているか否かの検証を行うことなく実施される。

25. 流通に投入される、本規則第2項第7段落に示す個別輸送機器の適合性評価は、本規則第26～29項に定める手順で行われる。

26. 本規則第25項に示す適合性評価のために、法人（その代理人）または個人事業主（その代理人）は、本規則第2項第7段落に示す個別輸送機器に関して作成された申請書を、鑑定組織に提出する。

27. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、本規則第2項第7段落に示す個別輸送機器適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第20項に定める要求事項に適合していない場合には、当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

28. 本規則第2項第7段落に示す個別輸送機器適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された<sup>6</sup>、当該個別輸送機器適合性評価業務に履行に関する契約を3労働日以内に締結する。上記の費用の計算は、証明資料の検討および分析ならびに輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）輸送機器のシャーシの型式の評価に関する判定書および（もしくは）個別輸送機器の評価に関する判定書作成の費用の、本規則附属書6に定める計算方式にしたがって行う；

b) 遠隔連携手段を用いて、当該個別輸送機器の識別を行う；

c) 本規則附属書7にしたがって技術要求事項が履行されているか否かの検証を実施する（遠隔連携手段を用いた構造の技術的鑑定実施によるものを含む）。当該技術要求事項の履行を裏付ける証明資料と認められるのは、本規則第7項「a」、「b」および「d」号に示す文書、ならびに鑑定組織、または鑑定組織が起用した、国家認可システムにおいて認可されている試験ラボ（試験の実施は、当該個別輸送機器を搬入する法人または個人事業主の校正済み設備において、または遠隔連携手段を使用する場合を含む鑑定組織代表者の立会いのもとで、または試験実施場所の地理位置情報の監視付きの試験実施プロセス映像記録を用いて、これを行ってもよい）、または当該個別輸送機器を搬入する法人もしくは個人事業主最大規模製造者自らによって、実施された試験の調書である；

d) 当該個別輸送機器構造の技術的鑑定調書の作成を実施する；

e) 本規則附属書4が定める書式を用いて個別輸送機器の評価に関する判定書の作成を行い、これを個別輸送機器の評価に関する判定書登録簿に記載する；

f) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する。」。

<sup>6</sup>斜体部分は、元の「規則」に準じて原文本文号2行目末の「средства,»と3行目最初の「стоимости,»との間に「содержащий в том числе информацию о」という文言が入るはず、と想定して追加した文言です。

12. この規則の附属書 1 に以下を内容とする第65項の 1 を追加する：

「65の 1. 救急車            M, N    国家間規格GOST 33665-2015 「救急車。技術要求事項および試験方法」（第5.1.6項をのぞく）」。

13. この規則の附属書 3 の「輸送機器の型式評価に関する判定書は承認された」という文言を「シャーシの型式評価に関する判定書は承認された」という文言に差し替える。

14. 以下を内容とする附属書 7 を追加する：